

岩手県選挙管理委員会告示第32号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年6月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(投票所借料承認の手続)</p> <p>第14条 市町村の委員会は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）<u>第4条（投票所経費）第11項</u>の規定による承認を得ようとするときは、投票所借料承認申請書（様式第13号）を県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>(投票所に関する規定の準用)</p> <p>第37条の3 第15条（投票所の標札及び表示）及び第16条（投票所の設備）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第15条中「様式第14号」とあるのは、「様式第28号の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(投票に関する規定の準用)</p> <p>第51条 第14条（投票所借料承認の手続）、第15条（投票所の標札及び表示）及び第30条（繰延投票事由発生の報告）の規定は、開票について準用する。この場合において、第14条中「<u>第4条（投票所経費）第11項</u>」とあるのは「第5条（開票所経費）第16項」と、第30条中「法第57条（繰延投票）第1項」とあるのは「法第73条（繰延開票）」と読み替えるものとする。</p> <p>(選挙長の候補者届出の報告)</p> <p>第55条 選挙長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を県の委員会に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1) 立候補の届出を受理したとき。候補者の氏名（令第88条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第10項（令第89条（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき通称の認定をした場合は、その候補</p>	<p>(投票所借料承認の手続)</p> <p>第14条 市町村の委員会は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）<u>第4条（投票所経費）第15項</u>の規定による承認を得ようとするときは、投票所借料承認申請書（様式第13号）を県の委員会に提出しなければならない。</p> <p>(投票所に関する規定の準用)</p> <p>第37条の3 <u>第14条（投票所借料承認の手続）</u>、第15条（投票所の標札及び表示）及び第16条（投票所の設備）の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、<u>第14条中「第4条（投票所経費）第15項」とあるのは「第4条の2（期日前投票所経費）第3項」と</u>、第15条中「様式第14号」とあるのは「様式第28号の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(投票に関する規定の準用)</p> <p>第51条 第14条（投票所借料承認の手続）、第15条（投票所の標札及び表示）及び第30条（繰延投票事由発生の報告）の規定は、開票について準用する。この場合において、第14条中「<u>第4条（投票所経費）第15項</u>」とあるのは「第5条（開票所経費）第16項」と、第30条中「法第57条（繰延投票）第1項」とあるのは「法第73条（繰延開票）」と読み替えるものとする。</p> <p>(選挙長の候補者届出の報告)</p> <p>第55条 選挙長は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める事項を県の委員会に速やかに報告しなければならない。</p> <p>(1) 立候補の届出を受理したとき。候補者の氏名（令第88条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第10項（令第89条（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に記載すべき事項等）第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき通称の認定をした場合は、その候補</p>

<p>者の通称を含む。)、性別、本籍、住所、生年月日、候補者届出政党の名称又は候補者の属する政党その他の政治団体の名称(令第89条第4項の場合においては、政党その他の政治団体の名称及び同項の略称)、職業、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2又は第142条に規定する地位又は職の有無、届出受理年月日及び受付番号並びに候補者の推薦届出に係るものにあつては、推薦届出者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>様式第13号(第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>投票所を本市(町、村)の管理に属さない下記の建物に設けたいので、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第4条第11項(岩手県選挙執行規程第14条第2項)の規定により、その借料について承認を申請します。</p> <p>[略]</p>	<p>者の通称を含む。)、性別、本籍、住所、生年月日、候補者届出政党の名称又は候補者の属する政党その他の政治団体の名称(令第89条第4項の場合においては、政党その他の政治団体の名称及び同項の略称)、職業、<u>一のウェブサイト等のアドレス</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2又は第142条に規定する地位又は職の有無、届出受理年月日及び受付番号並びに候補者の推薦届出に係るものにあつては、推薦届出者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>様式第13号(第14条関係)</p> <p>[略]</p> <p>投票所を本市(町、村)の管理に属さない下記の建物に設けたいので、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第4条第15項(岩手県選挙等執行規程第14条)の規定により、その借料について承認を申請します。</p> <p>[略]</p>
<p>2 様式第18号(第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 奥書は、選挙人が<u>身体の故障、文盲等</u>のため、自ら宣言又は署名することができない場合にのみ記載してください。</p>	<p>様式第18号(第23条関係)</p> <p>[略]</p> <p>注 奥書は、選挙人が<u>心身の故障その他の事由</u>のため、自ら宣言又は署名することができない場合にのみ記載してください。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成25年6月28日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月30日から施行する。